

31. その他資料(選挙啓発関連資料, 選挙公報)



○市役所大看板



○市役所横断幕



○フラワーロードバナー



○三宮駅前付近のぼり



○大丸神戸店壁面懸垂



○そごう神戸店壁面懸垂幕



○市営地下鉄駅改札ステッカー



○市営地下鉄車内吊広告



○市バス車内広告



○市営地下鉄駅構内広告



○ミントビジョン



○OBOSビジョン



○デジタルサイネージ



○さんちかアドウインドー



○啓発グッズ(1)



○啓発グッズ(2)



○衆議院ポスター・マグネットシート



○市作成啓発ポスター



○ポスター掲示場(市長)



○ポスター掲示場(市会補欠)



○ポスター掲示場(衆議院)



○啓発イベント



○立候補予定者説明会(市長・市会補欠)



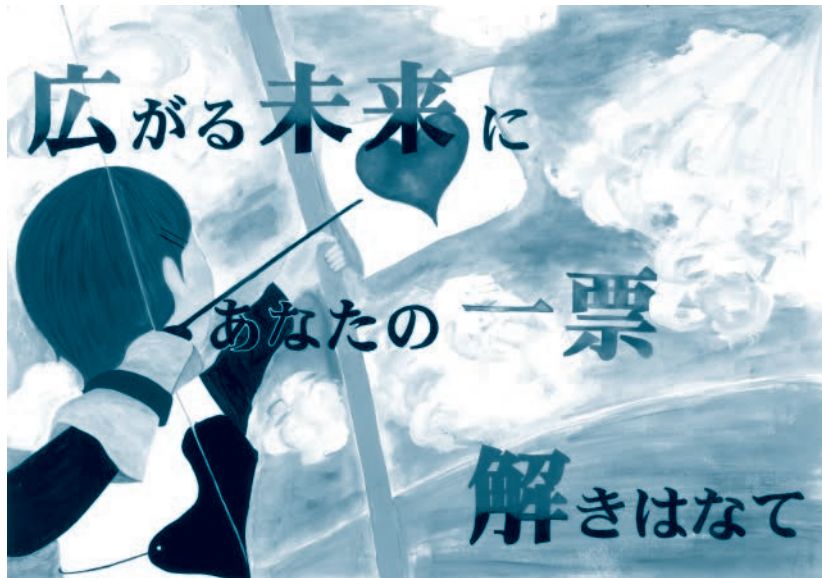
○投票風景

選挙のお知らせ

平成29年10月発行 / 神戸市選挙管理委員会

神戸市長選挙・東灘区・中央区・垂水区・西区 市会議員補欠選挙 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月22日(日)** 午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成29年度 明るい選挙をすすめるポスターコンクール
[特選] 神戸市立 玉津中学校3年 前田美月さんの作品

一東灘区・中央区・垂水区・西区市 会議員補欠選挙の投票ができる人一

次のいずれかに該当する人です。(神戸市外に住所を移した人を除く。)

- (1)平成11年9月2日までに生まれた人で、平成29年6月1日までに神戸市内に住民登録し、平成29年9月22日現在、神戸市東灘区・中央区・垂水区・西区の住民基本台帳に記録されている人。
- (2)平成11年10月23日までに生まれた人で、平成29年7月7日までに神戸市内に住民登録し、平成29年10月7日現在、神戸市東灘区・中央区・垂水区・西区の住民基本台帳に記録されている人(上記(1)に該当する人を除く)。
- (3)平成11年10月23日までに生まれた人で、平成29年7月8日から7月9日までに神戸市内に住民登録し、平成29年10月9日現在、神戸市東灘区・中央区・垂水区・西区の住民基本台帳に記録されている人。
- (4)平成11年10月23日までに生まれた人で、平成29年7月10日から7月12日までの間に神戸市内に住民登録し、平成29年10月12日現在、神戸市東灘区・中央区・垂水区・西区の住民基本台帳に記録されている人。

※市会議員補欠選挙の投票ができる人は、神戸市長選挙、衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票もできます。

◆期日前投票は

選挙期日(10月22日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は** ⇒ **選挙人名簿に登録されている区**の区役所等の期日前投票所にお越しください。
 - ◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神支所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)で投票できます。
 - ◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所で投票できます。
 - ◇垂水区の選挙人名簿に登録されている人⇒垂水区役所のほか、神戸市外国語大学内の三木記念会館で投票できます。
 - ◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)神戸市外国語大学内の三木記念会館で投票できます。
- ※投票の際には、宣誓書への記入が必要となりますので「投票のご案内」裏面に記載している様式に、予め必要事項を記入のうえご持参ください。
- ※「投票のご案内」は郵便事情で遅れる場合があります。ご持参いただけない場合でも、期日前投票所で宣誓書をご記入いただくことで投票できます。

(裏面につづく)

◆神戸市で投票できる人は

- 平成11年10月23日までに生まれた人で、平成29年7月9日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。
 - ※東灘区・中央区・垂水区・西区市会議員補欠選挙は左下表参照
 - ※10月9日現在、市内に居住していなくても、3か月以上神戸市内に居住していた場合は、神戸市で衆議院議員総選挙の投票ができるケースもありますので、お問い合わせください。

◆投票方法等は

今回の選挙では、神戸市長選挙、市会議員補欠選挙、衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票となります。

- 神戸市長選挙は「クリーム色」の投票用紙に、市会議員補欠選挙は、「オレンジ色」の投票用紙に「候補者の氏名」を書いて投票します。
- 衆議院小選挙区選挙は、「ピンク色」の投票用紙に「候補者の氏名」を書いて投票します。
- 衆議院比例代表選挙は、「あさぎ色」の投票用紙に「名簿届出政党等の名称又は略称」を書いて投票します。
- 最高裁判所裁判官国民審査は、「うぐいす色」の投票用紙にやめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないで投票します。

◆投票所は

- 「投票のご案内」を10月10日(火)以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
 - ※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申し出ください。
- 市内で住所を移した人**(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。
 - ①**今年の9月22日までに**「住民異動届」を出した人
⇒**新しい住所地の投票所**
 - ②**今年の9月23日以降に**「住民異動届」を出した人
⇒**もとの住所地の投票所**
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
 - ⇒ [裏面に記載の地域](#)です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(〇月生まれ)をお尋ねしています。

●受付期間・時間は

- ◇期間 ⇒ ①神戸市長選挙は、10月9日(月・祝)～21日(土)
②衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査は、10月11日(水)～21日(土)
③市議員補欠選挙は、10月14日(土)～21日(土)

※10月9日(月・祝)・10日(火)に、神戸市長選挙の投票を済まされた人も、10月11日(水)以降は、衆議院議員総選挙、国民審査の投票ができます。10月13日(金)までに、神戸市長選挙、衆議院議員総選挙、国民審査の投票を済まされた人も、10月14日(土)以降は、市議員補欠選挙の投票ができます。

※期間中の土曜、日曜、祝日も受け付けています。

※神戸市外国語大学内の期日前投票所(受付は垂水区・西区のみ)は、10月14日(土)～21日(土) 正午～午後8時で受け付けています。

- ◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)

(注) 選挙期日(10月22日)には18歳になるが、期日前投票をするときにはまだ17歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

●旅行や出張などで、選挙期日(10月22日)の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

◇手続きの概略は、次のとおりです。

- ①「投票のご案内」裏面に印刷の「宣誓書」に必要事項を記入のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。

※滞在先の選挙管理委員会や神戸市のホームページからダウンロードできる「投票用紙等請求書兼宣誓書」を郵送しても請求できます。
神戸市のホームページ⇒ [神戸市選挙](#) [検索](#) ※FAXや電子メールでは、請求できません。

- ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。

- ③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。(開封すると投票できません)

※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

- ②戦傷病者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

- ③介護保険の被保険者証(※資格者証ではありません。)をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人(選挙権を有する人に限ります。)が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、10月18日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所や期日前投票所の係員にお申出ください。なお、点字投票は、不在者投票(※郵便等による不在者投票は除きます。)でも行うことができます。

◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
垂水区	西舞子1丁目、東舞子町の内5・6番の区域、狩口台7丁目の内15番の区域	舞子延命地藏南仮設投票所

－ 投開票速報等の実施について －

10月22日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで神戸市長選挙、衆議院議員総選挙等の投開票速報を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 [神戸市](#) [検索](#) <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会 ホームページ [神戸市選挙](#) [検索](#) <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

10月9日(月・祝)から、毎日午後10時頃に当日の期日前投票の投票者数の速報も掲示しています。ただし、10月21日(土)は最終日の集計を行いますので午後11時頃の見込みです。

選挙公報について

区選挙管理委員会から配布します。神戸市選挙管理委員会のホームページでも掲載します。ホームページに掲載された選挙公報はプリントして不特定または多数の人に頒布できませんのでご注意ください。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131(代)

灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001(代)

中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411(代)

兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111(代)

北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111(代)

長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311(代)

須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341(代)

垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151(代)

西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001(代)

神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5816(直)

◆お知らせ

●選挙人の同伴する子ども(幼児・児童、生徒その他満18歳未満の者)は、投票所に入ることができます。

ただし、選挙人自ら自書しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載することができません。

選挙人が自ら投函しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって記入済みの投票用紙を投函することはできません。

第2に特集

あなたの一票で、まちのリーダーが決まる

10月22日(日)は

神戸市長選挙

市議員補欠選挙
【東灘・中央・垂水・西区】



10.22日
7:00~20:00

まちのリーダーを選ぶ

市長選挙は、私たちの生活に最も身近なリーダーを決める選挙といえます。子育てしやすいまちやお年寄りに優しいまち、イベントが多く毎日が楽しいまちなど、自分が思う理想のまちの姿を実現してくれる候補者をきちんと調べ、票を投じましょう。

あなたの一票で、私たちの毎日の生活が変わってくるのです。

例えば：

- 水道事業
- ごみ処理
- 市バス・地下鉄の運営
- 救急・消防
- 予防接種・健康診査の制度 など



候補者に関する情報は

投票日2日前までに各世帯に配布される選挙公報のほか、新聞、テレビ、ホームページ、SNS(会員制交流サイト)などで知ることができます。

若者と選挙

7月の兵庫県知事選挙では、30歳未満の投票率は全体の投票率の約半分。依然として、若者の選挙への無関心が目立ちます。

これからの神戸をつくる若者は、どうすれば選挙に関心を持つことができるのでしょうか。

まちの大学生に話を聞きました。

まちを歩いてまちを知る

選挙に興味を持っていない人は、自分のまちを歩いてみてください。好きな場所、好きになれない場所、笑顔でまちを歩く人、困っている人など、いろんな発見があるはずです。そうすると、次はまちがどうなっていきたいかを考えるようになっていきます。

まずはまちを歩き、まちを知り、まちの将来を思い描いてみることで、そうすれば、自分の考えに近い候補者が見つかるかもしれません。

永野 翔太さん
(甲南大学・23歳)



【問】住所地の区選挙管理委員会(電話番号は12面下参照)か市選挙管理委員会(☎3222-5816、☎3222-6150)

投票できる人

満18歳以上(平成11年10月23日までに生まれた人)で、平成29年7月7日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人。

東灘・中央・垂水・西区 市議員補欠選挙に投票できる人

次の①～③のいずれかに該当する人

- ① 平成11年9月2日までに生まれ、29年6月1日までに市内に住民登録し、9月22日現在、該当区の住民基本台帳に記録されている人
- ② 平成11年10月23日までに生まれ、29年7月7日までに市内に住民登録し、10月7日現在、該当区の住民基本台帳に記録されている人(①を除く)
- ③ 平成11年10月23日までに生まれ、29年7月8～12日までに市内に住民登録し、10月12日現在、該当区の住民基本台帳に記録されている人

※市議員補欠選挙に投票ができる人は、市長選挙の投票もできます



投票所

10月7日(土)以降に世帯ごとに送付する「投票のご案内」を確認してください。



事前に投票ができます

仕事やレジャーなどで当日に投票できない人は、期日前投票を利用しましょう。

期間 【市長選挙】

10月9日(月・祝)～10月21日(土)

【市議員補欠選挙】

10月14日(土)～10月21日(土)

※土・日曜も受付 8時30分～20時
(ただし、北・西区の連絡所は9時～17時)

場所 選挙人名簿に登録されている区の区役所・支所・出張所・連絡所など

※「投票のご案内」裏面の宣誓書に必要事項を記入して持参してください

※期日前投票ができない人は、事前に手続きをすれば、出張先や旅行先の市区町村の選挙管理委員会でも投票ができます。詳細は「問」へ

鉄人22号が出現!?

投票日にちなんだ、鉄人28号ならぬ鉄人22号と、鉄人サイズの巨大な投票箱が出現。クリアファイルなどの啓発グッズ配布やステージイベントも。

日時
10月14日(土)・15日(日)

11時～17時

場所
若松公園
(鉄人広場)

